

指定通所介護事業所
日常生活支援総合事業所運営規程

社会福祉法人西友会
デイサービスセンターあいのうら

デイサービスセンターあいのうら運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人西友会が経営するデイサービスセンターあいのうら（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、利用者に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業サービス（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 一 名称 デイサービスセンター あいのうら
 - 二 所在地 佐世保市相浦町606番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名（兼務） 特別養護老人ホームあいのうら施設長
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた通所介護計画の作成を行う。
 - 二 生活相談員 5名（介護職員兼務）
生活相談員は、通所介護計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活相談を行う。
 - 三 看護職員 3名（うち1名は機能訓練指導員、2名は介護員兼務）
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持に資する。
 - 四 介護職員 12名（うち5名は生活相談員、2名は看護職員兼務）
介護職員は、介護サービスの提供に当たる。
 - 五 機能訓練指導員 2名（うち1名は看護職員兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
 - 六 運転員 2名
運転員は、利用者送迎車の運転業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日及び年始(1日、2日)を除く日
- 二 営業時間 午前8時00分～午後6時00分までとする。
- 三 サービス提供日 月曜日～土曜日までとする。
- 四 サービス提供時間 8:30～17:30までとする。

(事業所合計の利用定員)

第6条 事業所合計の利用定員は、1日40人とする。

(介護サービスの内容及び利用料等)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に基づく負担割合の額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 一 入浴サービス
 - 二 給食サービス
 - 三 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
 - 四 日常動作訓練
 - 五 健康チェック
 - 六 送迎
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ① おむつ代 1枚当たり 100円
 - ② レクリエーション(創作活動も含む)や年間行事にかかる費用(実費)
 - ③ 食事代 500円
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 事業者は、厚生労働大臣が定める社会福祉法人等による利用者負担額減額制度に基づき、第1項に定める利用者負担額を減額することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐世保市内全域及び佐々町とする。(但し、離島を除く)

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(オンライン会議等を含む。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 入浴サービスを利用する際は自分の体調を把握しておく。
- 二 機能訓練室を利用する際は、自分の体調を考慮し、無理をしない。
- 三 送迎サービスを利用する際は、時間を守り他に迷惑を掛けないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時等の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業者に故意・過失がなかった場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(掲示)

第14条 事業者は、当該事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第15条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、得るものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、その提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業所は、その提供した介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

- 5 事業所は、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 利用者は、提供された介護サービスに対する苦情や意見を、事業所の苦情受付窓口又は、第三者委員、行政機関に相談することができる。

(虐待の防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン会議等を含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第 19 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制においても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者は、適切な指定通所介護〔指定予防通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 6 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人西友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月	1日から施行する。
この規程は、平成13年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成13年8月	1日から変更施行する。
この規程は、平成14年12月	1日から変更施行する。
この規程は、平成15年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成16年11月	1日から変更施行する。
この規程は、平成17年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成17年10月	1日から変更施行する。
この規程は、平成18年2月	1日から変更施行する。
この規程は、平成18年7月	1日から変更施行する。
この規程は、平成18年12月	1日から変更施行する。
この規程は、平成19年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成19年10月	1日から変更施行する。
この規程は、平成20年6月	1日から変更施行する。
この規程は、平成20年8月	1日から変更施行する。
この規程は、平成20年11月	1日から変更施行する。
この規程は、平成21年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成21年12月	1日から変更施行する。
この規程は、平成22年8月	1日から変更施行する。
この規程は、平成22年9月	1日から変更施行する。
この規程は、平成22年11月	1日から変更施行する。
この規程は、平成22年12月	5日から変更施行する。
この規程は、平成23年1月	1日から変更施行する。
この規程は、平成23年10月	1日から変更施行する。
この規程は、平成23年11月	1日から変更施行する。
この規程は、平成24年5月	1日から変更施行する。
この規程は、平成25年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成25年9月	1日から変更施行する。
この規程は、平成25年10月	1日から変更施行する。
この規程は、平成26年3月	1日から変更施行する。
この規程は、平成26年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成26年10月	1日から変更施行する。
この規程は、平成27年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成29年4月	1日から変更施行する。
この規程は、平成30年4月	1日から変更施行する。
この規程は、令和元年7月	1日から変更施行する。
この規程は、令和元年10月	1日から変更施行する。
この規程は、令和元年12月	20日から変更施行する。
この規程は、令和2年4月	1日から変更施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から変更施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日から変更施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から変更施行する。
この規程は、令和 5年 9月 1日から変更施行する。
この規程は、令和 6年 7月 1日から変更施行する。
この規程は、令和 6年 11月 1日から変更施行する。
この規程は、令和 7年 1月 1日から変更施行する。

重要事項説明書（指定通所介護サービス）

あなたに対する指定通所介護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37条第8号に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者名称	特別養護老人ホームあいのうら
主たる事務所の所在地	長崎県佐世保市相浦町606番地1
法人種別	社会福祉法人西友会
代表者名	理事長 湊 浩二郎
電話番号	(0956) 48-6001

2. 事業の目的

事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 事業所の名称

事業所の名称	デイサービスセンターあいのうら
指定番号	長崎県 第4270200282号
事業の種類	指定通所介護事業
所在地	長崎県佐世保市相浦町606番地1
電話番号	(0956) 48-6001

5. 営業日及び営業時間

営業日	日曜日及び年始（1日、2日）を除く日
営業時間	午前8時00分～午後6時00分
サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	佐世保市内全域及び佐々町とする。（但し、離島を除く）
------------	----------------------------

7. 事業所合計の利用定員

事業所合計の利用定員	1日 40人
------------	--------

8. 利用料

一 別紙「内容説明書」のとおり

☆ 収入及び預貯金が一定額以下の利用者（生活保護を除く）は、市役所への申請により利用者負担軽減措置が受けられます。（社会福祉法人による利用者負担の軽減措置）

二 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるようにします。

9. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	種別	員数	職務の内容
管理者	常勤	1名（兼務）	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	常勤	5名 （介護職員兼務）	生活相談員は、通所介護計画に基づき常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活相談を行います。
看護職員	常勤 非常勤	1名（機能訓練指導員兼務） 2名（介護職員兼務）	利用者の健康状態を常に把握し、健康保持をします。
介護職員	常勤 非常勤	7名（うち4名は生活相談員兼務） 5名（うち1名は生活相談員、 2名は看護職員兼務）	介護サービスの提供をいたします。 持をします。
機能訓練指導員	常勤	2名（うち1名は看護職員兼務）	利用者が日常生活上を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
運転員	非常勤	2名	利用者送迎車の運転業務を行います

* 従業者の員数及び勤務態勢については、変動する場合がございます。

10. 従業者の勤務体制

事業所の職種	種別	員数	勤務時間
管理者	常勤	1名（兼務）	8：15～17：15
生活相談員	常勤	5名（介護職員兼務）	8：15～17：15
看護職員	常勤 非常勤	1名（機能訓練指導員兼務） 2名（介護職員兼務）	8：15～17：15 9：45～16：15
介護職員	常勤 非常勤	7名（うち4名は生活相談員兼務） 5名（うち1名は生活相談員、2名は看護職員兼務）	8：15～17：15 9：30～17：00 9：00～14：00
機能訓練指導員	常勤	2名（うち1名は看護職員兼務）	8：15～17：15
運転員	非常勤	2名	8：15～11：15 15：15～17：15

* 従業者の員数及び勤務態勢については、変動する場合がございます。

11 非常災害対策

事業者は、法人内に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行うとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名 総括主任 中村 耕二

- 2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。

12. 緊急時等における対応方法

従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

13. 事故発生時等の対応

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。但し、事業者に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

14. サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は、介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 入浴サービスを利用する際は自分の体調を把握しておく。
- 二 機能訓練室を利用する際は、自分の体調を考慮し、無理をしない。
- 三 送迎サービスを利用する際は、時間を守り他に迷惑を掛けないこと。

15. 苦情受付窓口

本事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は生活相談員か下記窓口までお申し出下さい。

- 担当 生活相談員 重川 珠美
[電話] (0956) 48-6001 (代)
- 受付時間 毎週日曜日～土曜日 午前8時15分～午後5時15分
<苦情解決責任者 特別養護老人ホームあいのうら 施設長 湊 征学>

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

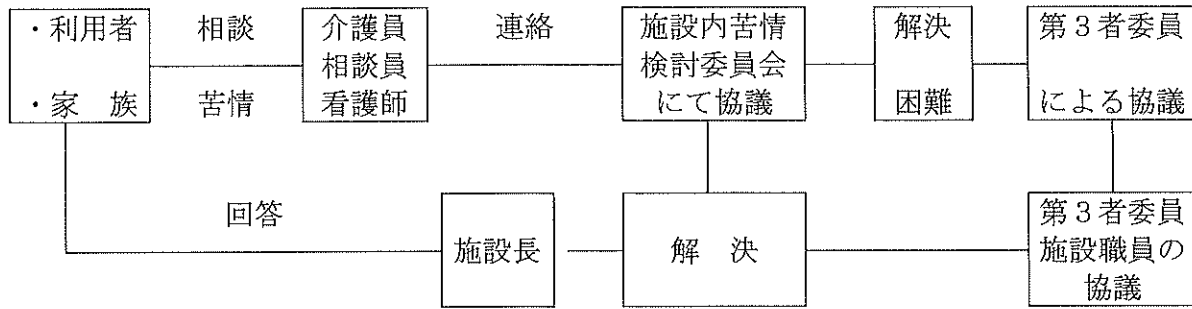
<第三者委員>

名 前	連 絡 先 (電話番号)	
岩 崎 憲 治	佐世保市母ヶ浦町203-6	(48-2659)
	元会社役員 地域代表者	受付時間 24時間
小宗 マユミ	佐世保市相浦町1694	(47-2640)
	相浦婦人部部長	受付時間 24時間

(3) 行政機関その他苦情受付機関

市役所 長寿社会課	所 在 地	佐世保市八幡町
	電話番号	24-1111 (代)
	受付時間	午前9時00分～午後4時00分
長崎県国民健康 保険団体連合会	所 在 地	長崎市今博多町8-2
	電話番号	(095) 826-1599
	受付時間	月・水・金曜日 午前9時00分～午後5時00分

相談・苦情受付体制・手順



年 月 日

当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、(□甲1 □甲2 □甲3)
 に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明
 しました。

(乙) 居宅サービス事業者

事務所所在地 長崎県佐世保市相浦町606番地1
 名 称 社会福祉法人 西友会
 (デイサービスセンターあいのうら)
 理事長 湊 浩二郎

説 明 者 職氏名 生活相談員兼介護職員

印

私は、交付を受けたサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容
 及び重要事項の説明を受けて同意しました。

(甲1) 利 用 者 住 所

氏 名 印

(甲2) 身元引受人 住 所

氏 名 印

続 柄

緊急連絡先電話番号

(甲3) 利用者の家族代表 住 所

氏 名 印

続 柄

緊急連絡先電話番号

個人情報使用同意書

在宅におけるより良い生活援助と自立支援を実現するため、私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で、事業所が使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議及び居宅サービス事業者等との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意志によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

2. 情報提供先

- (1) ご利用される介護保険事業所
- (2) 受診される医療機関
- (3) その他、情報共有が必要と両者が認めた事業

3. 使用する期間

契約締結日から契約終了までの期間

4. 個人情報使用に際し、留意する事項

個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように注意を払います。

年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印
続柄

利用者の家族代表 住所
氏名 印
続柄

指定居宅サービス事業者

名称 デイサービスセンターあいのうら
所在地 長崎県佐世保市相浦町606番地1

居宅サービス契約書

(指定通所介護)

デイサービスセンターあいのうら

居宅サービス契約書

(居宅サービス契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

①指定通所介護

利用者は、本契約において、指定通所介護のサービスを利用します。

- 2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- 3 利用者は事業者からサービスの提供を受けたときには、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期限満了日までとします。

- 2 上記契約期間満了日の10日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(居宅サービス計画変更の援助)

第3条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙サービス内容説明書の通りです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 サービス内容を変更した場合、利用者とは、変更後のサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無について利用者の同意を得ます。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(虐待の防止について)

第6条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 重川珠美
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束について)

第7条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれ

がある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(非常災害対策)

第9条 事業者は、法人内に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名 総括主任 中村 耕二

- 2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(衛生管理等)

第10条 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- 2 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の策定等について)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(利用者の解約権)

第12条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(利用者の解除権)

第13条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- 二 事業者が、第18条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第14条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

- 2 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 3 利用者の暴言が、職員や他の利用者の精神的健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがないとき。
- 4 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 5 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

(利用料の滞納)

- 第 15 条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を 3 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は、利用者に対し 1 ヶ月以上の期間を定めて、期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、第 4 条第 2 項と同様の措置をとり、介護サービス計画の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
 - 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第 1 項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。
 - 4 利用者による利用料の滞納又は、本人死亡により支払いが不可能となった場合には、身元引受人が責任を持って利用料の全額を事業者を支払うものとします。

(契約の終了)

- 第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- 一 利用者が死亡したとき。
 - 二 第 12 条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - 三 第 13 条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき。
 - 四 第 14 条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
 - 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
 - 六 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。

(損害賠償)

- 第 17 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

(秘密の保持)

- 第 18 条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の家族に別紙にて同意を得て、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用います。

(苦情処理)

- 第 19 条 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情受付窓口又は、第三者委員、行政機関に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第20条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。

2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、利用者の説明のうえ提出します。

3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完成日から5年間保存します。

4 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。

ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

年 月 日

(利用者) 〒
住所

氏名

印

(身元引受人) 〒
及び 住所

(連帯保証人)

氏名

印

(事業者) 佐世保市相浦町606番地1
社会福祉法人 西友会
特別養護老人ホームあいのうら
(デイサービスセンターあいのうら)
理事長 湊 浩二郎 印

サービス内容説明書（指定通所介護サービス）

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. 指定通所介護サービス

あなたのご利用日は、毎週（月・火・水・木・金・土）曜日です。	
サービス内容は、次のとおりです。	
(指定通所介護)	・入浴 ・個別機能訓練 ・食事 ・健康チェック
	・相談、援助等の生活指導 ・レクリエーション ・送迎

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいようにご説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

2. 通所介護計画

- ① 当事業所では、あなたの心身の状況やご希望、環境等を踏まえて機能訓練等の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成します。
- ② この通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

3. 従業者の配置状況（従業者の員数及び勤務態勢については、変動する場合がございます。）

- 管理者 1名（兼務） 特別養護老人ホームあいのうら 施設長
- 生活相談員 5名（介護職員兼務）
- 看護職員 3名（うち1名は機能訓練指導員、2名は介護員兼務）
- 介護職員 12名（うち5名は生活相談員、2名は看護職員兼務）
- 機能訓練指導員 2名（うち1名は看護職員兼務）
- 運転員 2名
- 管理栄養士 1名（兼務）

4. 利用料

◎指定通所介護（6時間以上7時間未満）

単位：円

	基本料金	入浴	保険合計	食費	利用料合計
要介護度1	584	40	624	500	1,124
要介護度2	689	40	729	500	1,229
要介護度3	796	40	836	500	1,336
要介護度4	901	40	941	500	1,441
要介護度5	1,008	40	1,048	500	1,548

*上記基本料金には送迎費用も含まれています。

尚、降雪等で送迎時間が短縮された場合も所定単位数を算定させていただきます。

☆収入及び預貯金が一定額以下の利用者は、市役所への申請により利用者負担軽減措置が受けられます。（社会福祉法人による利用者負担の軽減措置）

☆「介護保険負担割合証」に2割・3割負担の表記がある方は2割・3割負担の金額となります。

*上記基本料金には送迎費用も含まれています。

【加算】

☆介護職員処遇改善加算	(2024. 4月、5月)	(I)	5.9%
☆サービス提供体制強化加算		(I)	22単位
☆個別機能訓練体制加算		(I) イ	56単位
		(I) ロ	76単位
☆個別機能訓練加算 (1月につき)		(II)	20単位
☆科学的介護推進体制加算 (1月につき)			40単位
☆介護職員処遇改善加算		(I)	9.2%
☆介護職員ベースアップ等支援加算	(2024. 4月、5月)	(I)	1.1%
☆通所介護等特定処遇改善加算	(2024. 4月、5月)	(I)	1.2%
☆送迎減算 (片道)			47単位
☆介護職員処遇改善加算	(2024. 6月～)	(I)	9.2%
		(II)	9.0%

*オムツ代や行事に使用する物品については、実費をいただく場合もあります。

5. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービスの提供証明書が必要な場合は、いつでも交付いたしますので、お申し出ください。

日常生活支援総合事業 第1号通所事業 契約書

社会福祉法人西友会
デイサービスセンターあいのうら

日常生活支援総合事業第1号事業契約書

(個別サービス契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

☆日常生活支援総合事業第1号通所事業【介護予防通所介護相当】（「契約書別紙（兼重要事項説明書）①J）

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期限満了までとします。

2 上記契約期間満了日の10日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(個別サービス計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に対して説明して同意を得て交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に対して説明の上、交付します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の通りです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望するときは、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(虐待の防止について)

第5条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 生活相談員 重川 珠美

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束について)

第6条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(非常災害対策)

第7条 事業者は、法人内に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名 総括主任 中村 耕二

2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。

(衛生管理等)

- 第8条 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の策定等について)

- 第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(利用料の滞納)

- 第10条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定め、期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、第4条第2項と同様の措置をとり、介護サービス計画の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
 - 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。
 - 4 利用者による利用料の滞納又は、本人死亡により支払いが不可能となった場合には、身元引受人が責任を持って利用料の全額を事業者を支払うものとします。

(利用者の解約権・解除権)

- 第11条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定める個別サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合。
 - 二 事業者が、第16条に定める守秘義務に違反した場合。
 - 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

- 第12条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。
- 一 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
 - 二 利用者の暴言が、職員や他の利用者の精神的健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがないとき。
 - 三 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
 - 四 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

(契約の終了)

- 第13条 次の各号のいづれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- 一 利用者が死亡したとき。
 - 二 第11条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - 三 第12条に基づき、事業者から解除の意思表示がなされたとき。
 - 四 利用者の要介護状態区分が、自立又は要介護となった場合。
 - 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合。

(損害賠償)

- 第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生したときは、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。
- 但し、事業者に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

(連帯保証人)

- 第15条 連帯保証人は、契約者と連携して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、限度額80万円を限度とします。
 - 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
 - 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害補償の額等、契約者の全ての債務の額に関する情報を提供するものとします。

(秘密の保持)

- 第16条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の家族に別紙にて同意を得て、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用います。

(苦情処理)

- 第17条 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載された事業者の苦情受付窓口及び第三者委員、行政機関に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第18条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに当該サービスの提供日・内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。
 - 3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完成日から5年間保存します。
 - 4 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外事項)

- 第19条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

年 月 日

(利用者) 〒
住所

氏名 印

(身元引受人) 〒
及び住所
連帯保証人

氏名 印

(事業者) 佐世保市相浦町606番地1
社会福祉法人西友会
特別養護老人ホームあいのうら
デイサービスセンターあいのうら
理事長 湊 浩二郎 印

日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）②

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法人種別	社会福祉法人 西友会
事業者名称	特別養護老人ホーム あいのうら
主たる事務所の所在地	〒858-0918 長崎県佐世保市相浦町606番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 湊 浩二郎
電話番号	(0956) 48-6001

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターあいのうら	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒858-0918 長崎県佐世保市相浦町606番地1	
電話番号	(0956) 48-6001	
事業所番号	4270200282	
事業所合計の利用定員	1日	40人
通常の実施地域	佐世保市内全域及び佐々町とする。（但し、離島を除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 国民の祝日 ただし、年末年始（1月1日、1月2日）を除く日
営業時間	午前 8時00分から午後6時00分まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	種別	員 数	職務の内容・勤務時間
管理者	常勤	1名（兼務）	事業所の従業者の管理及び業務管理の一元的に行います。
			8：15～17：15
生活相談員	常勤	4名（介護職員兼務）	生活相談員は通所介護計画に基づき常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活相談を行います。
	非常勤	1名（介護職員兼務）	
看護職員	常勤	1名（機能訓練指導員兼務）	利用者の健康状態を常に把握し、健康の保持を行います。
	非常勤	2名（介護職員兼務）	8：15～17：15 9：45～16：15、9：15～15：15
介護職員	常勤	7名（うち5名は生活相談員兼務）	介護サービスの提供をいたします。
	非常勤	5名（うち2名は看護職員兼務）	8：15～17：15 9：30～17：00、9：15～15：15
機能訓練指導員	常勤	2名（看護職員兼務）	利用者が日常生活上を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
			8：15～17：15
運転員	非常勤	2名	利用者送迎車の運転業務を行います。
			8：15～11：15 15：15～17：15

※ 従業者の員数及び勤務態勢については、変動する場合がございます。

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	施設長 湊 征 学
担当職員の氏名	生活相談員兼介護職員 重 川 珠 美

8. 利用料

*次の基本料金には送迎費用も含まれています。

☆収入及び預貯金が一定額以下の利用者は、市役所への申請により利用者負担軽減措置が受けられます。（社会福祉法人による利用者負担の軽減措置）

☆「介護保険負担割合証」に記載のある割合（1～3割）をご負担いただきます。

(1) 利用料 (1割負担の場合)

サービス名称	対象	サービスの内容	算定単位
通所型独自サービス1	事業対象者、要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1,798単位/月
通所型独自サービス2	事業対象者、要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	3,621単位/月

(注1) 上記の算定単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これらの算定単位も自動的に改訂されます。

(注2) 総合事業に移行した要支援者で、被保険者証に給付制限の記載がある方の請求時、給付のサービスについては、給付制限が適用されますが、総合事業のサービスについては給付制限が適用されません。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の算定単位が加算されます。

☆通所型独自サービス介護職員等処遇改善加算	(Ⅱ)	9.0%
☆通所型独自サービス提供体制強化加算	要支援1 (Ⅰ)	88単位
	事業対象者 (Ⅱ)	72単位
	(Ⅲ)	24単位
	※体制によりいずれかを算定	
☆通所型独自サービス提供体制強化加算	要支援2 (Ⅰ)	176単位
	事業対象者 (Ⅱ)	144単位
	(Ⅲ)	48単位
	※体制によりいずれかを算定	
☆栄養アセスメント加算 (1月につき)		50単位
☆科学的介護推進体制加算 (1月につき)		40単位
☆口腔機能向上加算 (1月につき)	(Ⅰ)	150単位

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につき100円の実費をいただきます。
レクリエーション代 年間行事費	創作活動を含むレクリエーション代や年間行事にかかる費用については実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

①利用料は、介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則としてサービス費用の1割となっております。

但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払いその後市町村から9割分の払い戻し)を受けられる場合は、市町村への申請となります。

②提供を受ける介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費用全額をお支払いいただきます。

③当事業所では、あなたに対し、翌月20日までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、口座引き落とし明細書と一緒にお届けします。

④毎月の利用料は、翌月27日頃にあなたの口座から引き落としさせていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は後日の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月までに事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 親和銀行 日野支店 普通預金 0433274 社会福祉法人 西友会 理事長 湊 浩二郎
現金払い	サービスを利用した月の翌月の中旬に請求書をお渡しいたしますので、現金でお支払いください。

9. 非常災害対策

事業者は、法人内に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行うとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名 総括主任 中村 耕二

2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに管理者へ報告します。

11. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じません。

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。但し、事業者に故意、過失がなかった場合はこの限りではございません。

12. 苦情受付窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、生活相談員か下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0956-48-6001
	担 当 生活相談員兼介護職員 重川 珠美 受付時間 毎週月～土曜日 午前8時15分～午後5時15分
	苦情解決責任者 特別養護老人ホーム あいのうら 施設長 湊 征学

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

<第三者委員>

名 前	連絡先（電話番号）	苦情受付時間
岩 崎 憲 治	佐世保市母ヶ浦町203-6 (48-2659) 元会社役員 地元代表者	24時間
小宗 マユミ	佐世保市相浦町1694 (47-2640) 相浦婦人部部長	24時間

<行政・その他苦情受付機関>

苦情受付機関	佐世保市役所 長寿介護課	電話番号 0956-24-1111 月～金曜日 8:30～17:15
	長崎県国民健康保険団体連合会 長崎市今博多町8-2	電話番号 095-826-1599 月・水・金曜日 9:00～17:00

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 送迎サービスを利用する際は、時間を守り他に迷惑を掛けないこと。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 長崎県佐世保市相浦町606番地1

事業者(法人)名 社会福祉法人 西友会

(デイサービスセンターあいのうら)

代表者職・氏名 湊 浩二郎 印

説明者職・氏名 生活相談員兼介護職員

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

印

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印

続柄

緊急連絡先

個人情報使用同意書

在宅におけるより良い生活援助と自立支援を実現するため、私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で、事業所が使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議及び居宅サービス事業者等との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意志によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

2. 情報提供先

- (1) ご利用される介護保険事業所
- (2) 受診される医療機関
- (3) その他、情報共有が必要と両者が認めた事業

3. 使用する期間

契約締結日から契約終了までの期間

4. 個人情報使用に際し、留意する事項

個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように注意を払います。

年 月 日

利用者 住所
氏名 印

署名 代行者 住所
(又は代理人) 氏名 印
続柄

身元引受人 住所
氏名 印
続柄

指定居宅サービス事業者

名称 デイサービスセンターあいのうら
所在地 長崎県佐世保市相浦町606番地1